

宅地建物取引士の登録移転申請について

◆ 他の都道府県から群馬県に転入する場合

登録移転の条件	群馬県内に所在する宅建業者の事務所の業務に従事する者
申請書類提出先	現在登録している都道府県に提出する
必 要 書 類	
1. 登録移転申請書	正本1部、副本1部（副本はコピーで可） ＊カラー顔写真（ﾀｲ3cm×ヨｺ2.4cm）を正本に貼付 （無帽・正面・上半身・無背景） ＊群馬県証紙8,000円を正本に貼付
2. 群馬県内に所在する宅建業者の事務所の業務に従事していることを証する書面	正本1部、副本1部（副本はコピーで可） ＊在職証明書 ＊代表者の場合は、宅建業免許証のコピー
○ <u>有効な宅建士証</u> の交付を受けている場合、以下の書類が必要になります。	
3. 宅建士証交付申請書	正本1部 ＊カラー顔写真（ﾀｲ3cm×ヨｺ2.4cm）を貼付 （無帽・正面・上半身・無背景） ＊群馬県証紙4,500円を貼付
4. カラー顔写真	2枚（ﾀｲ3cm×ヨｺ2.4cm） （無帽・正面・上半身・無背景）
＊新しく交付される宅建士証の有効期限は、現在交付されている宅建士証の有効期限と同じになります。 ＊新しい宅建士証は、現在交付されている宅建士証と引換えにより交付します。	

◆ 群馬県から他の都道府県に転出する場合

○ 転出先の都道府県に登録移転の条件、必要書類等を確認した上で、申請書類を群馬県県土整備部住宅政策課宅建業係に提出してください。

○ 郵送で申請書類を提出する場合は、簡易書留で送付してください。

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1 県庁22階

県土整備部住宅政策課宅建業係

TEL 027-226-3525